

## 入札参加資格

**1 入札参加者の要件**

入札参加者企業は、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 尼崎市の令和5年度競争入札参加資格（市内業者として登録が必要）を有する者で、解体工事を登録業種としている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）に規定する解体工事業に係る一般建設業又は特定建設業（ただし、下請代金の総額が4,500万円以上となる下請契約を締結して施行しようとする場合は特定建設業）の許可を受けていること。
- (3) 参加表明書の提出日において、法第27条の23第2項に規定する解体工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が720点以上であること。
- (4) 法第26条の規定により選任される解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者（ただし、下請契約の請負金額の総額が4,500万円以上になる場合又は工事施工中に4,500万円以上になるおそれがある場合は監理技術者）を配置予定技術者とすることができる者であること。

また、請負金額が4,000万円以上の場合、配置予定技術者は専任であって、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者並びに同条第2号及び法第15条第2号に規定する営業所ごとに選任で配置する技術者のいずれでもないこと。

ただし、法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者として配置する場合は、同項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置することができる者であること。

なお、当該配置予定技術者については、入札参加資格審査の申請日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

- (5) 入札参加資格審査の申請日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を現場代理人として当該工事現場に常駐できる者であること。なお、当該工事においては、請負金額が4,000万円未満であっても、現場代理人の兼任は不可とする。
- (6) 公告日の前日から起算して前15年以内に国内において官公庁が発注した工事で、一棟の延床面積が2,000㎡以上の鉄筋コンクリート造(RC造)若しくは鉄骨造(S造)の建築物の解体工事实績を有すること。

**2 入札参加者の制限**

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 尼崎市において定める要綱において指名停止期間中である者
- (3) 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされて

いる者

(5) 法人又は法人の役員及び重要な使用人が以下に該当している者

ア 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は暴力団等でなくなった日から 5 年を経過しない者

イ その者の親会社等または親会社等の役員及び重要な使用人が (5) アに該当する法人

### 3 参加資格の確認

参加資格の確認は参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者が上記の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

以 上